

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

静岡ガス株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」への意見

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表されました、企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり、ガス事業を営む弊社としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

#### 質問 4 (代替的な取扱いに関する質問)

(質問 4) 重要性等に関する代替的な取扱い (収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項) に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### (回答)

質問 4 における代替的な取扱いの提案に同意させていただきます。加えて、弊社においては毎月の検針日に収益認識を行っていることから、新基準適用後においてもこの取扱いを継続できるよう、適用指針において「代替的な取扱い」として規定いただくなどの措置を講じていたできたく、以下のとおり要望いたします。

#### (要望事項)

検針日基準は、毎月規則的に検針が行われる限りにおいては、会計期間と同じく 1 年分の収益計上が行われ、会計基準の原則法と同等の効果を有しているのに加え、最終検針日から期末決算日までの合理的な見積り計上を行なうことが実務上困難であることから、適用指針における「代替的な取扱い」として、検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたく存じます。

#### (要望の要旨)

- 従来、ガス販売に係る収益は、過去からの実務慣行や法人税法上での収益計上基準として認められていることを理由に「検針日基準」が適用されてきております。
- 一方、今回の収益認識に係る会計基準 (案) が適用された場合、ガスの小売供給契約については、収益認識に係る会計基準 (案) 第 35 項 (1) の要件に当てはまることから「一定の期間にわたり充足される履行義務」と整理され、検針日から月末日までのガス売上を見積計上する必要が生じることとなります。
- しかしながら、ガス売上の見積りにあたっては、気温、水温、市場価格の動向、消費機器の故障、個々の需要特性など様々な変動要因により増減する①ガス販売量の見積りの困難さや月の販売量などによって変動する②ガス料金単価の見積りの困難さが存在する事から、合理的な見積りが実務上、非常に困難であります。
- こうした状況を解消するためには、12 月末における全戸需要家の一斉検針が必要となりますが、そのためには検針員の増員やスマートメーターなどによる通信 (但し、ガス検針用のスマートメーターは通信方法が確立しておらず実用化に至っておりません) が必要であり、コスト面からも現実的な選択肢とはなっておりません。
- 一方で、検針日基準を継続した場合、会計期間と検針期間の日数はほぼ等しく、財務諸表間における比較可能性を大きく損なわせるものは無~~い~~ものと思料いたします。
- こうした点を踏まえ、ガスの小売供給契約に係る収益認識においては従来通り「検針日基準」を適用すべきであるものと思料いたしますので、適用指針における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたく存じます。

### (見積りの困難さの要因について)

#### ① ガス販売量の見積りの困難さ

- ・ ガス販売量の変動要因（以下の表に記載）は様々な要因があり、また見積り期間（当社であれば12月検針日以降12月31日まで）の過去実績も存在しないことから、実務上合理的な見積りが困難となっております。
- ・ また、弊社は他のガス事業者と比べても工場等の工業用販売の割合が高く、合理的な見積りを行なうには個々の需要特性を加味する必要があることも、実務上見積りが困難な状況に拍車を掛けております。

変動要因	見積もりの困難性
気温	気温によりガス販売量は変動するが、変動幅は、業態やガス機器（給湯、ファンヒーター、空調機器）によっても異なり、かつ気温によって機器を使用するか否かにも影響を与えるため、正確に見積ることが困難。
水温	水温は特に給湯需要への影響が大きく、気温・水源地の状況（井戸・水道等）等により定まると思われるが、これを合理的に予測することは困難。
個々の需要特性	工場等はその時期の生産ラインの稼動状況（営業日数・生産量（在庫変動、需要変動、生産計画等により変動））により販売量が大きく変動するので単純な期間按分では正確に見積ることが困難。
季節的な特性	弊社の見積り期間である12月後半は、帰省時期と重なり、人口変動も多く単純な期間按分では正確に見積ることが困難。
消費機器の故障	消費機器や設備の故障等、重大なトラブルが発生し使用不可となった場合、実販売量と見積販売量との誤差が拡大。
油価・電気料金	油ボイラーとの併用需要家（コージェネレーション）においては油・電気の市場価格を鑑みコージェネレーション使用比率を変えるため、ガス販売量に影響を与えるが正確に見積もることが困難。

#### ② ガス料金単価の見積りの困難さ

- ・ 弊社のガス料金は一般的にガス事業者で採用されている、複数二部料金{基本料金+従量料金（単位料金×ガス使用量）}となっており、月の販売量によって適用される料金表\*が変わるため、見積り期間（当社であれば12月検針日以降12月31日まで）に加えて、一ヶ月分の販売量の見積りも必要となります。

※当社家庭用一般契約料金表（当社ホームページより）

#### 料金表

##### 平成29年10月の適用料金

(45MJ：税込価格)

料金表	1か月のご使用量	基本料金	従量料金単価	9月との差
A	0m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	842.40円	197.98円	0.27円
B	10m <sup>3</sup> をこえて25m <sup>3</sup> まで	885.60円	193.66円	0.27円
C	25m <sup>3</sup> をこえて60m <sup>3</sup> まで	1,404.00円	172.93円	0.27円
D	60m <sup>3</sup> をこえて150m <sup>3</sup> まで	1,522.80円	170.94円	0.27円
E	150m <sup>3</sup> をこえるもの	1,709.50円	169.70円	0.27円

\*上記従量料金単価は、原料費調整後の従量料金単価です。（従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整します。）

- ・ また、原料費調整制度による調整を月毎に行っており、例えば同じ12月実使用分であっても、検針が12月か1月かで適用料金単価が異なるため、原料費変動を予測し適用料金単価を見積もる必要があります。
- ・ こうしたことから、ガス販売量の見積りの不確実性に加え、見積もったガス販売量をもとに算定される基本料金、従量料金単価ともに不確実性を有しており、見積りの困難さの一因となっております。

以 上